

## 議案第6号

字の区域を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙変更調書のとおり字の区域を変更し、同条第2項の規定による告示の指定する日から効力を生ずるものとする。

令和7年2月25日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

## 提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、大字の区域を変更し、土地の所在を明確にするため。



別紙 変更調書

| 字の名称   |     | 左記の区域に編入する区域 |     |  | 摘要             |
|--------|-----|--------------|-----|--|----------------|
| 大字名    | 小字名 | 大字名          | 小字名 | 地番   |                |
| 駅前二丁目  |     |              |     | 1027、1028の1、1028の3から1028の5まで、1029の1、1029の2、1030の1、1031の1、1031の2、1031の5、1032の1から1032の3まで、1033の1から1033の3まで、1033の5、1033の6、1033の8、1033の10から1033の20まで、1033の22、1033の23   | これに伴う道路、水路等を含む |
|        |     | 松柏           |     | 丙806の1、丙806の2、丙807の1から丙807の4まで、丙808の1、丙808の3、丙812の1、丙812の2、丙813の2から丙813の4まで、丙822の1から丙822の4まで   |                |
| 神宮     |     |              |     | 742、759の1から759の3まで、761の1、762、763、764の1、764の2、765、766、767、768の2、769、770、771、781の1から781の3まで、781の6、782の1、795の1、795の2、796、797の1、797の2、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808の1、808の2、809の1、809の2、810、811、812、813、814の1、814の2、815の1、815の2、816の1、816の2、817の1、817の2、818、819の1、819の3、820、821、823の1、823の2、824、825、826、827の1、827の2、832、833、835、836の1、836の2、906の3、907の2、908の1から908の3まで、909、910の1、910の2、911の2、920の1から920の4まで、925の1、926の1、926の3、927の1から927の3まで、928の1、928の2、929、930の1、930の2、931の1、932の1、932の1、933、934の1、934の2、935、936、937、938、939の1、939の2 |                |
| 大正町    |     |              |     | 1280の1、1280の8から1280の12まで、1280の16から1280の18まで、1280の20、1280の26、1295、1296の2、1296の3、1297の1、1297の3から1297の7まで、1298の1、1298の3、1302の1、1302の8から1302の10まで、1302の15、1302の19、1302の21から1302の23まで、1302の25、1302の26、1302の29、1302の34、1303、1308の1、1308の4、1312の3、1316の1、1316の3、1317の3から1317の6まで  |                |
| 浜田町一丁目 |     |              |     | 1175の乙、1175の丙、1175の2、1176の1、1177の1、1178の1、1178の3、1355の14、1355の18から1355の20まで、1355の25、1355の26、1355の31から1355の34まで、1355の39、1374の1、1374の2、1375の1、1375の2、1376の1、1376の3、1377の1、1377の3、1377の4、1378の3、1378の6、1378の8、1381の1、1382の1、1383の1  |                |
| 浜田町二丁目 |     |              |     | 1320の3から1320の8まで   |                |
| 東新川    |     |              |     | 1252の9、1252の13から1252の19まで、1253の1から1253の4まで、1254の1から1254の4まで、1254の7、1254の9、1268の3、1276の1、1277の1から1277の3まで、1278の1、1278の2、1279、1280の2から1280の4まで、1280の13、1280の19、1280の27   |                |
| 桧谷一丁目  |     |              |     | 1000の2、1001の2、1002の2、1004、1005の3、1006の3、1007、1008の3、1009の2、1010の2、1014の1、1014の3  |                |
| 桧谷二丁目  |     |              |     | 1015の1、1015の3、1016の1から1016の4まで、1016の6、1017、1018の1、1018の2、1018の4、1019の1、1019の2  |                |
|        |     | 松柏           |     | 丙772の1から丙772の8まで、丙775、丙776の1、丙776の2、丙777、丙779、丙780   |                |
| 桧谷三丁目  |     |              |     | 1021、1021の2、1022の1、1022の2、1023、1023の2、1024の1から1024の3まで、1025、1025の2、1026  |                |
|        |     | 松柏           |     | 丙781、丙782の1から丙782の5まで、丙782の7、丙783の1から丙783の3まで、丙784、丙784の1、丙785、丙786、丙787の1、丙787の3、丙788、丙789、丙790、丙793の2、丙793の4、丙794、丙795の1、丙795の2、丙796、丙797の3、丙798の1、丙799の2、丙799の4、丙800の2、丙801、丙801の2、丙803の1、丙803の2  |                |

備考 令和7年2月6日調査



大字区域変更全体図 変更後  
(令和6年度国土調査完了地区)

